

いじめ防止基本方針

1 八尾中学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

八尾中学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という）第13条の規定、富山市いじめ防止基本方針（令和7年3月）に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「八尾中学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策はいじめが全ての子供に関わる問題であることから、子供が安心して学習や活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子供が十分に理解できるように行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

- ・認知件数が1学期後半から2学期にかけて増加する傾向があり、男女関係なく発生しています。
- ・スマートフォンを使い、SNS上に不適切な書き込みをする嫌がらせが発生しています。
- ・冷やかしやからかい、かけ口や悪口等、言葉による嫌がらせ等があります。

(2) 本校の課題

- ・年度当初の段階で未然に防止するための指導の充実に努める必要があります。
- ・スマートフォンのアプリやメールを使用いじめがあるので、ネットモラルに關した指導を徹底して行う必要があります。
- ・冷やかしやからかい、直接の悪口等、言葉がきっかけとなるいじめが多いので、言語環境に留意した教育活動に努めなければなりません。
- ・悪ふざけやからかい等がいじめや暴力に発展するケースがあるので、小さなふざけがきっかけとならないよう、友達との関係を注視する必要があります。

3 いじめ問題への対応について

(1) いじめの防止のための取組

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体につくり、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努めます。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ児童生徒及び保護者に示し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与え、いじめの加害行為の抑止を図ります。
- ・児童生徒のコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で主体的に参画できる授業づくりや集団づくりに努めます。
- ・道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、子供の社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努めます。
- ・一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進めます。
- ・子供がいじめの問題について学び、子供自らがいじめの防止を訴えるような取組（生徒会による人権集会、人権標語や相談箱の設置等）を推進します。
- ・児童生徒に対して、傍観者とならず、身近な大人や先生への報告をはじめとする、いじめをやめさせるための行動の大切さを理解させるよう努めます。
- ・いじめを受けている児童生徒が自尊感情を失うことがないよう、「いじめを受けている人が悪いのではない。助けを求めるることは恥ずかしいことではない。」というメッセージを送り続け、学校が守る姿勢を示します。
- ・いじめにつながりやすい感情を押さえるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努めます。
- ・学校として「特に配慮が必要な児童生徒※」については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うことが必要です。
※ 特に配慮が必要な児童生徒とは、発達障害を含む障害のある児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者をもつなど外国につながりのある児童生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒、能登半島地震等により、被災した児童生徒等。
- ・教職員の言動が児童生徒を傷付けたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、指導のあり方に細心の注意を払います。
- ・いじめの内容や指導上の留意点等について、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組みます。（生徒指導委員会による共通理解）
- ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施し、隨時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努めます。

※参照 8 P 【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・休み時間や放課後の生徒の様子、生活ノート等での生徒との日常のやりとり、教育相談等を通して、アンテナを高く生徒たちを見守ります。
- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的によることなく、いじめられた生徒の立場に立ちます。
- ・教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、または、対応不要であると個人で判断せずに直ちに全てを当該組織に報告します。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努めます。
(各学期アンケート3回、休み明けアンケート3回、教育相談3回)
- ・生徒や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努めます。

(3) いじめが起きたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせます。
- ・生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保します。
- ・いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「生徒指導委員会（いじめ対策委員会5 P【表1】）」で直ちに情報を共有し、組織的に対応します。

※参照① 6 P 【図1 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織】

② 7 P 【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

- ・速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、市教育委員会に報告し、いじめられた生徒といじめた生徒それぞれの保護者に連絡します。
- ・犯罪行為を伴うもの等、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応します。
- ・いじめられた生徒とその保護者へは次のような支援を行います。
ア　徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた生徒の安全を確保します。
イ　必要に応じ、いじめた生徒を別室で指導すること等で、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられるようにします。
ウ　状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組みます。
・いじめた生徒とその保護者へは次のように指導・助言を行います。
ア　複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努めます。
イ　保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求め、保護者に対する継続的な助言を行います。

ウ いじめた生徒へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。

エ いじめの背景にも目を向け、いじめた生徒のプライバシーには十分に留意した対応を行います。

オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒の健全な成長を促すことを目的に行います。

- ・いじめが起きた集団の生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、その中で同調していた生徒に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てます。
- ・謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの生徒との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続けます。被害生徒の回復、加害生徒が抱えるストレス等の問題の除去、加害被害双方の生徒と他の生徒との関係修復を経て、双方の当事者や、周りのもの全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもっていじめの解消が達成されるものとします。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導します。
- ・ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知します。
- ・パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努めます。
- ・いじめが解消している状態の判断について

単に謝罪をもって安易に解消することはできません。「解消している状態」と判断するには少なくとも次の二つの要件が満たされていることが必要であり、他の事情も勘案して判断します。

- ① 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット上を含む）の止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安）継続していること。（被害が重大なものは、さらに長期とすることも考えられる）
- ② いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点で被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。（被害生徒およびその保護者への面談等で確認）

4 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

○第1号の例示

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

○第2号の例示

- ・年間30日以上の欠席を目安とする。生徒が一定期間連続して欠席をしている場合や転校に至るほど精神的に苦痛を受けた場合も重大事態と判断する必要がある。
- ※ 「生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる必要がある。」

(2) 重大事態の対応についての留意事項

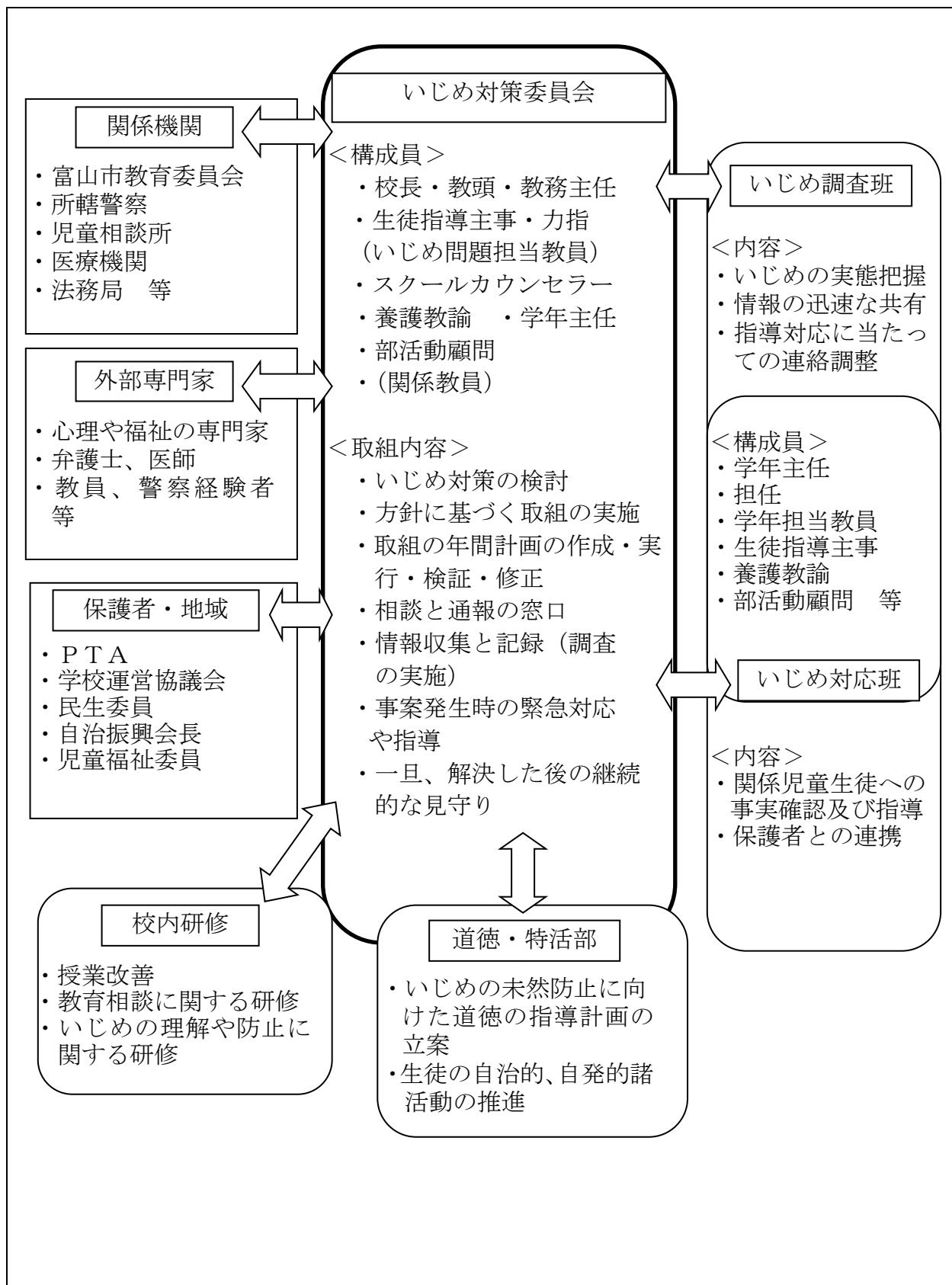
- ・速やかに学校は、重大事態が発生した場合は、市教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告し、市教育委員会の支援の下、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たります。
- ・学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行います。
- ・事案によっては、マスコミの対応も考えられるので対応の窓口を明確にして適切な対応に努めます。

【表1 校内いじめ対策委員会】

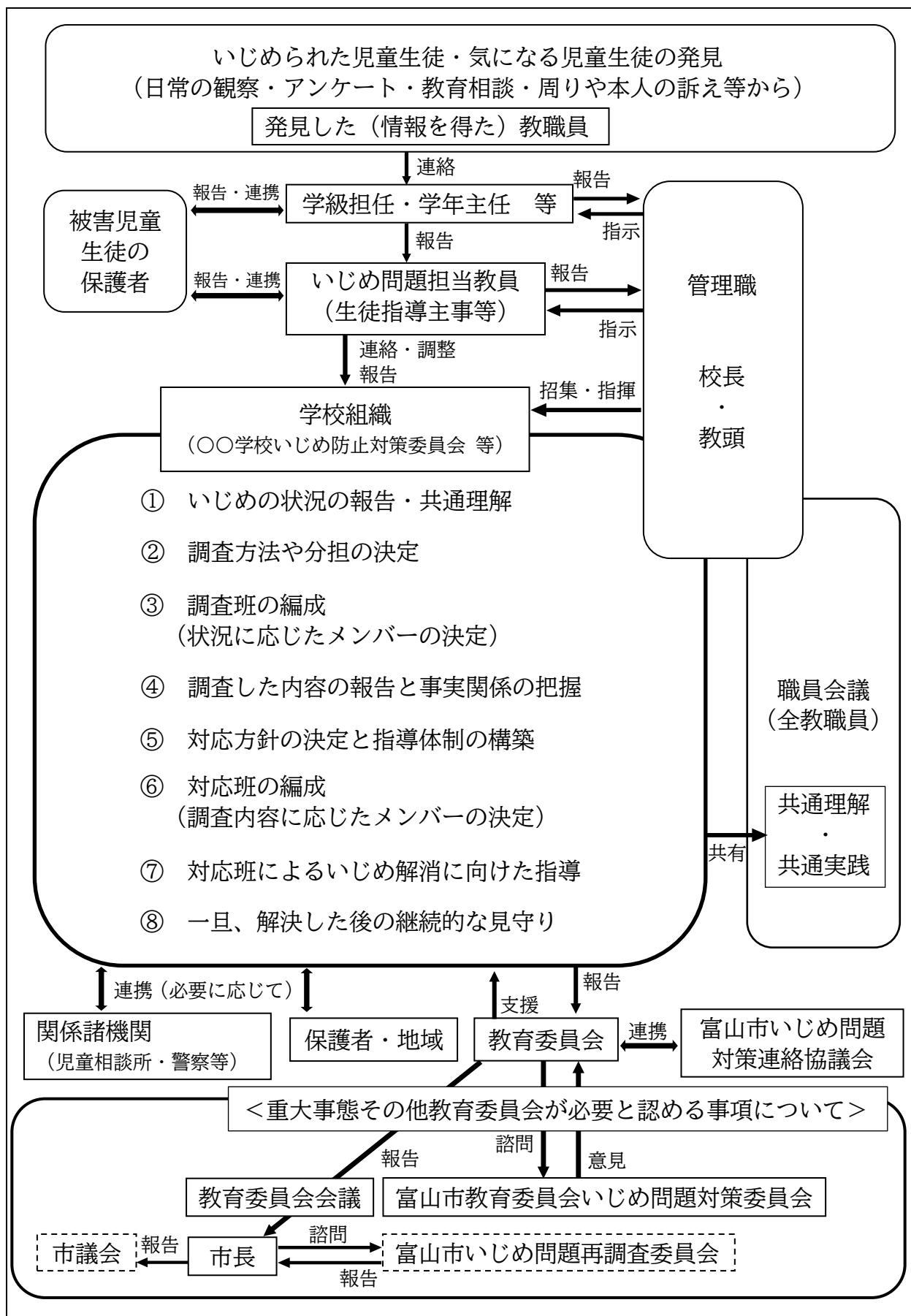
役 職	氏 名	分担1	分担2	備 考
校長		総括		※
教頭		調査班	対応班	※
教務		調査班		
生徒指導主事		調査班	対応班	※
カウンセリング 指導員				
スクール カウンセラー		調査班	対応班	
スクール ソーシャルワーカー				
各学年主任		調査班	対応班	※
養護教諭		調査班		※
部活動担当教員		調査班	対応班	
担任等関係教員		調査班	対応班	

備考の※該当者は「生徒指導委員会」と兼ねる

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】
(法第22条に基づく組織 <必置>)



【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】



【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

